

経税部
だより

歯科医院の節税 10の定石

税理士 西村 博史

はじめに

年末を控え、決算対策のチェックが必要な時期になりました。あらためて、節税のポイントに漏れがないか確認してみましょう。青色申告者には認められるものは、青色申告特別控除と専従者給与、少額減価償却資産の必要経費算入、各種税額控除制度です。白色申告の場合にも、短期前払費用、小規模企業共済、医療費控除、社会保険料控除、措置法26条の活用などがあります。

1. 青色申告特別控除

青色申告特別控除は、800万円超(までの6段階)の所得税と、別に所得にかわりなく一律10%の住民税が課税される。合計15%から50%の税率です。最低9万8000円、最高税率の場合には33万円の節税となります。

2. 専従者給与

所得税法では、生計を一にする親族従業員に支給した給与は、原則として必要経費に算入できないことになっています。本来は、実際に労働している場合には青色申告者でなくとも必要経費算入を認めるべきです。

生活しているような場合、青色事業専従者給与に該当せず一般の従業員給与となり、届出も不要です。

青色事業専従者給与の金額については、届け出た金額以内であり、労務の対価として相当であることという制限があります。診療所における収入や専従者給与を支給する前の所得、他の従業員との比較、専従者の労務提供の程度や資格などにより、納税者が決定します。筆者の経験では、賞与も含め年額300万円程度から500万円程度の金額が最も多いと思いますが、もしこれを上

3. 少額減価償却資産

青色申告の場合、1個1組の金額が税込30万円未満(税抜き金額)の場合には税抜き金額)の減価償却資産については、年額300万円以下を上限として必要経費に算入できます。ただし、年末までに実際に事業の用に使用しなければなりません。

個人の場合、確定申告書に、「措置法28条の2適用 合計〇〇円 明細別途保管」と記載する必要があります。このように、節税効果の高い制度ですが、10万円以上の減価償却資産は、市町村民税である償却資産税の対象となることにも注意が必要です。償却資産税は、診療所の償却資産(医療用機器、備品類、ビル診療所の内装、看板など構築物など)の減価償却後の金額

に対して年間1・4%の税率で資産に課税されます。車には課税されず、また評価額が合計1500万円未満となる場合には課税されません。

届けた専従者給与の金額が労務の状態にそぐわない場合には、遅滞なく変更届出書を所轄税務署長あて提出し、増額(減額)することが可能です。白色申告者の場合、配偶者は86万円、親族は50万円の金額を上限に事業専従者控除が適用されます。この場合には、実際に支給する必要はありませんが、事業主の所得を限度として一定の金額制限があります。

4. 雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除

雇用者給与(専従者など親族給与を除く)が増加した場合、増加した給与の10%を税額から控除する所得拡大促進税制の適用が可能です。具体的には、①平成26年分給与総額が基準年度である平成25年分給与総額より2%以上増加してい

5. 中小企業等投資促進税制

医療業の場合、中小企業者等が機械等を取得した場合の税額控除の適用が認められています。対象となるのは、1年間に購入した個々の資産の合計金額が120万円以上となる電子計算機、同じく70万円以上のソフトウェアなどです。

6. 短期前払費用

継続して役務の提供を受ける契約に基づいて支払われる家賃や地代などについては、月払が通常です。毎月分が必要経費となります。但し、支払った時から1年以内の家賃等を前払した場合、短期前払費用の特例により、その前払家賃全額が必要経費となります。

7. 小規模企業共済

小規模企業共済制度は、事業主の退職金制度として現在行政法人中小企業基盤整備機構が運営している制度です。掛金(月額最高7万円)は、全額所得控除の対象となります。65歳以上になった場合や廃業した場合に共済金受給が可能となります。原則として掛金以上の金額の受け取りが可能です。共済金は、現行の税制上退職所得控除の対象となります。

8. 医療費控除

医療費控除には、所得金額の5%と10万円という足切り制度があります。しかし、家族分をまとめて足切金額を超える場合には、一人に取りまとめて申告することが可能です。また、最も所得の多い

白色申告者でも適用可能なもの

各種相談室
 専門家がおこたえします

法律相談
 【日時】12月1日(月)午後2時~4時
 【担当】西晃 弁護士

税務相談
 【日時】12月17日(水)午後2時~5時
 【担当】疋田英司 税理士

雇用相談
 【日時】12月18日(木)午後2時~4時
 【担当】堀口正二 社労士

相談料は無料、会場は保険医会館1Fです。

9. 社会保険料控除

国民健康保険料や国民年金などの社会保険料については、生計を一にする親族分をまとめて負担した場合、親族分を含めて所得控除の対象とすることが可能です。所得の最も多い家族にまとめて申告することができれば節税効果が最も大きくなります。国民年金にも前納制度がありますが、毎年2月

10. 措置法26条概算経費による所得計算

社会保険診療報酬の金額が年間5000万円以下である場合には、概算経費割合による所得計算が可能です。なお改正により、平成26年分以後は、社会保険診療報酬と自費その他の診療による総収入金額(雑収入を除く)が7000万円を超える場合には、措置法26条の適用はないことになり、控除できないので注意が必要です。(終わり)